

上山市議会会議録

第487回定例会

予算特別委員会

(平成30年12月5日)

平成30年12月5日（水曜日）

本日の会議に付した事件

議第60号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第4号）

議第61号 平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第62号 平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第63号 平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

出席委員氏名

出席委員（14人）

守岡等	委員	井上学	委員
中川とみ子	委員	高橋恒男	委員
谷江正照	委員	佐藤光義	委員
枝松直樹	委員	浦山文一	委員
坂本幸一	委員	大沢芳朋	委員
川崎朋巳	委員	尾形みち子	委員
長澤長右衛門	委員	高橋義明	委員

欠席委員（1人）

棚井裕一 委員

説明のため出席した者

横戸長兵衛	市長	塚田哲也	副市長
金沢直之	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富士英樹	市政戦略課長
平吹義浩	財政課長	舟越信弘	税務課長
土屋光博	市民生活課長	鈴木直美	健康推進課長
鏡裕一	福祉事務所長	鈴木英夫	商工課長
尾形俊幸	観光課長	前田豊孝	農林課長 (併)農業委員会 事務局 長

漆 山 徹	農業夢づくり課長	近 埜 伸 二	建設課長
秋 葉 和 浩	上下水道課長	武 田 浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章	消防長	古 山 茂 満	教育委員会長 教 育 委 員 会 長
井 上 咲 子	教育委員会長 教 育 委 員 会 長	遠 藤 靖	教育委員会長 学 校 教 育 課 長
齋 藤 智 子	教育委員会長 教 育 委 員 会 長	高 橋 秀 典	教育委員会長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 和 啓	監査委員	渡 辺 る み	監査委員 監 査 委 員 会 長

事 務 局 職 員 出 席 者

佐 藤 毅	事務局長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	後 藤 彩 夏	主 任

午前10時00分 開 会

一般会計補正予算
(第4号)

開 議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

予定された当予算特別委員会の日程は、本日1日でありますので、各委員の御協力をお願いいたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、補正予算4件であります。これより直ちに審査に入ります。

議第60号 平成30年度上山市

○中川とみ子委員長 議第60号平成30年度上山市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第60号平成30年度上山市一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度上山市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ3億400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億2,600万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」によるものであります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によるものであります。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

14款国庫支出金は2,525万3,000円を増額し、補正後の額を13億8,197万円とするものであります。1項国庫負担金で2,108万4,000円、2項国庫補助金で416万9,000円の増によるものであります。

17款寄附金は1億8,010万円を増額し、補正後の額を9億2,110万円とするものであります。

18款繰入金金は3,854万4,000円を減額し、補正後の額を6億5,555万6,000円とするものであります。

20款諸収入は559万1,000円を増額し、補正後の額を11億8,501万6,000円とするものであります。5項雑入の増に

よるものであります。

21款市債は1億3,160万円を増額し、補正後の額を14億1,830万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では3億400万円を増額し、補正後の歳入合計を150億2,600万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページをごらんください。

1款議会費は、1項議会費を45万8,000円減額し、補正後の額を1億5,681万7,000円とするものであります。

2款総務費は6,538万7,000円を増額し、補正後の額を21億9,181万7,000円とするものであります。これは1項総務管理費で8,242万円の増、2項徴税費で1,524万8,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費で29万8,000円、4項選挙費で8,000円の増、5項統計調査費で207万8,000円、6項監査委員費で1万3,000円の減によるものであります。

3款民生費は3,580万6,000円を増額し、補正後の額を44億1,995万3,000円とするものであります。これは1項社会福祉費で560万5,000円の増、2項児童福祉費で1,177万3,000円の減、3項生活保護費で4,197万4,000円の増によるものであります。

4款衛生費は、1項保健衛生費を48万2,000円増額し、補正後の額を8億3,521万4,000円とするものであります。

6款農林水産業費は69万4,000円を増額し、補正後の額を5億6,766万3,000円とするものであります。これは1項農業費で154万8,000円の増、2項林業費で

85万4,000円の減によるものであります。

7款商工費は、1項商工費を357万1,000円減額し、補正後の額を14億7,324万3,000円とするものであります。

8款土木費は904万3,000円を増額し、補正後の額を13億8,411万8,000円とするものであります。これは1項土木管理費で310万8,000円の減、次のページをお開きください。2項道路橋梁費で377万円、4項都市計画費で917万9,000円の増、5項住宅費で79万8,000円の減によるものであります。

9款消防費は、1項消防費を18万9,000円減額し、補正後の額を6億1,995万円とするものであります。

10款教育費は1億9,680万6,000円を増額し、補正後の額を16億2,356万円とするものであります。これは1項教育総務費で364万円、2項小学校費で1億934万7,000円、3項中学校費で6,189万5,000円、4項学校給食費で1,948万6,000円、5項社会教育費で418万円の増、6項保健体育費で174万2,000円の減によるものであります。

以上の結果、歳出合計では3億400万円を増額し、補正後の歳出合計を150億2,600万円とするものであります。

次に、今回の補正につきましては、人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書について御説明申し上げます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、特別職について御説明申し上げます。

長等では2万9,000円の減であります。共済負担金率の変更によるものであります。

次のページをお開きください。

一般職について御説明申し上げます。

平成30年度当初予算編成時と比べ、給与費は早期退職者、職員採用が予定を下回ったこと、一般会計と他会計間での人事異動及び育児休業取得等の影響で5,394万4,000円の減、共済費は同様の事由に加え、共済負担金率の変更により642万8,000円の減で、合計では6,037万2,000円の減となり、これに退職手当組合負担金525万7,000円の減と合わせますと、一般職の職員人件費は6,562万9,000円の減額となるものであります。

以上が給与費明細書の説明であります。ただいまから御説明申し上げます事項別明細書の中で措置しております特別職給与等及び職員人件費に関しましては、給与費明細書で説明したもの及び人事異動によるものであることから、詳細な説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、13ページ、14ページをお開きください。

最初に、1款議会費1項1目議会費は45万8,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は1,503万3,000円の減であります。人事管理費では早期退職者や新たな事務等へ対応するために、非常勤・日々雇用職員に関する経費を増額する一方で、特別職給与費では共済費の減、職員人件費では人事異動及び職員の育児休業取得等により減額となったことによるものであります。

6目企画費は9,740万円の増であります

が、ふるさと納税推進事業費で寄附額の増加に伴う経費の増であります。

9目交通安全対策費は5万3,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2項徴税費1目税務総務費は1,524万8,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は29万8,000円の増であります。戸籍住民基本台帳事務費で住民基本台帳法施行令の改正により平成31年度に実施予定の個人番号カードへの旧姓の併記と、旧姓を署名用電子証明へ追加記録するためのシステム改修経費による増と職員人件費の減によるものであります。

次のページをお開きください。

4項選挙費1目選挙管理委員会費は8,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

5項統計調査費1目統計調査総務費は207万8,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

6項1目監査委員費は1万3,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は21万6,000円の減であります。国民健康保険特別会計繰出金で会計間の人事異動に伴う人件費の増嵩に対応した繰出金の増と職員人件費の減によるものであります。

3目高齢者福祉費は397万7,000円の増であります。介護保険特別会計繰出金で会計間の人事異動に伴う人件費の増嵩による繰出金の増と職員人件費の減によるものであります。

4目国民年金費は184万4,000円の増

であります。職員人件費の増によるものであります。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は1,177万3,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は73万5,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

2目扶助費は4,270万9,000円の増であります。生活保護援護事業費で生活保護扶助費の増と国庫及び県支出金の精算返還金を措置することによるものであります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は48万2,000円の増であります。保健対策推進事業費における職員人件費の減及び職員人件費の増によるものであります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は28万2,000円の減であります。農業者年金事業費における職員人件費の減及び、次のページをお開きください。職員人件費の増によるものであります。

2目農業総務費は78万4,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

4目畜産業費は261万4,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2項林業費1目林業総務費は85万4,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

7款1項商工費1目商工総務費は357万1,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は

310万8,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

次のページをお開きください。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は377万円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

4項都市計画費1目都市計画総務費は890万5,000円の増であります。公共下水道事業特別会計繰出金で、人事異動に伴う人件費の増嵩による繰出金の増と職員人件費の減によるものであります。

3目公園費は27万4,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

5項住宅費1目住宅管理費は79万8,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

9款1項消防費1目常備消防費は18万9,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は364万円の増であります。教育長給与等及び職員人件費の増によるものであります。

次のページをお開きください。

2項小学校費1目学校管理費は1億934万7,000円の増であります。小学校整備事業費に西郷第一小学校及び中川小学校へ早期にエアコンを整備するために必要な設計委託料、工事監理委託料及び工事請負費を措置することと、職員人件費の減によるものであります。

3項中学校費1目学校管理費は6,109万2,000円の増であります。中学校整備事業費で北中学校及び宮川中学校へ早期にエアコンを整備するために必要な設計委託料、工事監理委託料及び工事請負費を措置する一方で、南中学校でのエアコン整備事業費の確定見込みに

よる設計委託料、工事監理委託料及び工事請負費の減並びに職員人件費の減によるものであります。

なお、小中学校のエアコン整備は年度内完了となりませんので、繰越明許費を設定しております。

2目教育振興費は80万3,000円の増であります。中学校就学奨励費で、扶助費として新たに中学校へ就学予定の児童に支給する入学準備金を従来より前倒しし、就学前に支給するための経費を措置することによるものであります。

なお、新たに小学校へ就学する児童へも同様に小学校就学前に支給いたしますが、必要な経費は既決予算で対応するものであります。

4項1目学校給食費は1,948万6,000円の増であります。給食センター管理費で平成31年度から実施する食物アレルギー対応食の提供に必要な専用調理室を整備するための工事監理委託料、工事請負費及び備品購入費を措置すること並びに職員人件費の増によるものであります。

次のページをお開きください。

5項社会教育費1目社会教育総務費は418万円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

5目図書館費は、本市出身の個人1名からいただいた指定寄附金10万円を図書館管理運営費として活用するため、財源更正を行うものであります。

6項保健体育費1目保健体育総務費は174万2,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

以上で歳出の説明を終わりにして、歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、11ページ、12ページをお開きください。

最初に、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は2,108万4,000円の増であります。生活保護費負担金で、被保護世帯の増加により生活保護費の支出が増加したことに対応して計上するものであります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は416万9,000円の増であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、個人番号カードへの旧姓の併記等を実施するためのシステム改修に対する国庫補助金を計上するものであります。

17款寄附金1項1目寄附金は1億8,010万円の増であります。指定寄附金とふるさと納税寄附金の増額であり、ふるさと納税寄附金につきましては、補正後の額を9億円とするものであります。

18款繰入金1項1目基金繰入金は3,854万4,000円の減であります。財政調整基金取り崩しを減額するものであります。

20款諸収入5項3目雑入は559万1,000円の増であります。国庫支出金過年度精算分で平成29年度の生活保護負担の確定により不足額の追加交付分を計上するものであります。

21款市債1項市債5目教育債は1億3,160万円の増であります。小中学校へのエアコン整備を実施するため、中学校施設整備事業及び小学校施設整備事業を計上するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明申し上げますので、5ページをお開きください。今回の補正は追加であります。

10款教育費2項小学校費、小学校整備事業

費は6,693万9,000円、3項中学校費、中学校整備事業費は5,307万9,000円ではありますが、歳出で御説明した、各学校におけるエアコン整備が年度内に完了することが困難であることから、繰越明許費を設定するものであります。

その結果、補正後の繰越明許費は1億2,371万8,000円となるものであります。

次に、第3表債務負担行為補正であります。今回の補正は追加であります。

第7次上市市振興計画後期基本計画の策定・運用管理業務につきましては、後期基本計画の策定と運用管理業務及び計画の運用を効率的に進めるシステム構築を図るため、委託業者を平成30年度に選定することから、平成30年度から平成31年度までの期間で840万8,000円を限度額とするものであります。

最後に、第4表地方債補正について御説明申し上げますので、6ページをお開きください。

初めに、追加であります。起債の目的は小学校施設整備事業、限度額8,560万円で、起債の方法は普通貸借または証券発行とし、利率は借り入れ先との協定によるものとするものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法は、借り入れ先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとするものであります。

次に、変更であります。中学校施設整備事業の限度額を4,600万円増額し、補正後の限度額を1億670万円とするものであります。

追加及び変更の結果、補正後の限度額を14億1,830万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を区分し、繰越明許費、債務負担行為及び地方債は歳入とあわせて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、1款議会費、2款総務費についての質疑、発言を許します。

枝松委員。

○枝松直樹委員 では、ふるさと納税について、ちょっとお伺いいたします。

最終的に9億円ということに目標が設定されたわけですが、これによって本市では大変恩恵にあずかっていると私は認識しておりますけれども。

今現在、圧倒的に多いものが「市長お任せ」というコースだと思うんですけれども、過日訪問した長崎県平戸市においては、そこはふるさと納税日本一になった経験があるんですけれども、物だけではなくて、やっぱり何かをする、そのために寄附をしてほしいということで大転換を図りまして、そのために納税額もがくんと減ったんですけれども、それでも、いつまで続くかわからない財源であるし、とにかく「物から事へ」という転換を図って、寄附されたものは何に使ったか明確に明示をするというやり方に今、転換をしております。

私どもの町でも圧倒的に多いものが「市長お任せ」なんです、それはどこに使われたのかということについては寄附者が知り得ないと思うんですけれども、例えばクアオルト推進事業にこれだけ使ったとか、そういったことに対して市民及び寄附者に周知するというような、ふ

るさと納税の今後に対する改革の方針というか、視点があれば伺いたいと思います。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 使途の内容につきましては、毎年度、決算後に、こういったことに、具体的に、例えば「市長お任せ」となったものについても、こういったものに、このくらいの金額を使っておりますということで、ホームページ上等でも公表させていただいておりますので、そのあたり明示はさせていただいております。

それと、返礼の中身ということで、「物から事へ」ということの方、持っておられる市町村もあるということで認識はしておりますので、今後どういう中身の返礼がいいのかということに関しましても検討してまいりたいと思っております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 わかりました。

ただ、より具体的に明示をしていただければというふうに、事業名ですね、例えば、ですから、私は、クアオルト推進事業と、これは全国に誇れるというふうに市長も胸を張っているわけですから、これに対してもっと応援してくれというような、そういった積極的な、いわゆる「事」への寄附ということは、やるお考えはございませんか。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 まず、今現在の項目立てというものが、グループ化したものを項目立てしておりますので、最終的にそのグループの中でこういった事業に使ったのかということ、それを明示させていただいておりますので、それから細分化した上で寄附を求めるということに関しましては、寄附者の混乱を招く場合もあり

ますので、精査した上で実施したいというように思っております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 私が申し上げたいことは、特出しなんですよ、クアオルトは。もう上山の生命線と言えるものでしょうから、それは特出しで、今までの分類から外してという意味で申し上げたんですが、再度お答えください。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 市長のお任せの部分の中で、基金積み立て等、クアオルトに関する施設整備のために使っているということは、既に皆様にも周知しておるところでございますので、今のところは現状のグループ分けで行っていきたいと考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、3款民生費、4款衛生費についての質疑、発言を許します。

守岡委員。

○守岡 等委員 3款民生費の生活保護についてであります。扶助費で2,800万円増額しているわけですが、ふえた要因、その背景なんかがわかればちょっと教えてほしいんですが。これまでも対象だった人が今まで我慢していたのか、それとも、そういう環境とかに急激な変化があって、これだけ扶助費がふえたのか、その辺の詳細をもしわかれば教えてください。

○中川とみ子委員長 福祉事務所長。

○鏡 裕一福祉事務所長 まず、生活保護の受給者ですが、昨年10月末現在で157人で、

ことしの10月末現在で166人ということで、9名の方の利用がふえております。

加えまして、医療扶助についてなんですが、がんの治療での入院、あと大腿骨の骨折での入院ということで、それぞれ入院費で月100万円以上の高額な医療費がかかっているということで、それが2カ月から3カ月に及ぶということで。

生活保護費におきましては、医療保険、国民健康保険に加入できない制度になっておりますので、10割を生活保護費で負担するという関係から医療扶助がふえておりまして、今回の増額の補正を提案しているところでございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 医療扶助がやっぱり大きな要因であるということで、この医療扶助、国保は適用にならないということで、同時に高額療養費なんかも適用にならないという、これがやっぱり大きく影響しているという理解でよろしいですか。

○中川とみ子委員長 福祉事務所長。

○鏡 裕一福祉事務所長 委員おっしゃるとおり、医療扶助、10割、保険適用がならないので、同じく高額医療の制度も利用できないということになっております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、6款農林水産業費、7款商工費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、8款土木費、9款消防費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、10款教育費についての質疑、発言を許します。

守岡委員。

○守岡 等委員 就学援助の前倒しということで、保護者からは大変喜ばれていると思います。

それで、説明の中で、中学校についてはわかったんですが、小学校について、ちょっともう一回。補正を組まなくても前倒しが可能なのかどうかということと、あと小学校の場合には新規に就学援助を申請することになるわけですが、その辺の予想をどのように立てているのかということについて教えていただけますか。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 小学校につきましては、既決予算の範囲内での支給が可能であるという見通しを持っております。

その見通しの根拠であります、平成31年度就学予定者が201名おります。それに、平成30年9月28日現在での市全体の認定率6.76%でありましたが、それを掛けて14人ということで現在、見込んでおるところでございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 今回、前倒しということになりましたけれども、これは今後も継続して、就学援助については事業年度の前に支給すると。こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 10款教育費4項学校給食費についてお尋ねいたします。

今回、アレルギーの専用調理室というようにことで、その施設の内容、生徒、児童の人数も含めてなんですけれども、また、保護者への通知のあり方、そして、その食材が本当に個室と、専用だということを聞いておりますけれども、その辺のところの対応について。

というのは、卵から、乳製品から、小麦粉から、いろいろあるようですけれども、そういった児童生徒が今度、小学校に入学するというようなときに、保育園、幼稚園からの、そういう人数の通達もあるのかどうかということも含めてお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 今回のアレルギー給食専用室の設置につきましては、既存の仕分け室の部屋を区切りまして、アレルギー専用調理室を設置する予定でおります。

人数につきましては、毎年、新1年生から6年生までの保護者に対して、学校を通じて、給食でアレルギー対応をしなければならない児童の把握をいたしておりますので、今後もそれと同様に人数の把握はしていく予定でおりますので、来年度のアレルギー給食対応児童数については、4月前に人数の把握を行う予定となっております。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 今、話されたように、毎年1年生から6年生、もちろんこれは中学生も入っていると思っておりますけれども、給食は、食の大切さ、そして食事の大切さが基本だと思っておって、ほかの児童生徒の給食のメニューと同様なのというようなことが考えられるんです

けれども、その辺のところも加味されているのか、お尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 大変失礼いたしました。先ほど、1年生から6年生までということで申し上げましたが、委員おっしゃるとおり、中学生についても同様に対象者を把握してまいります。

今回対応するアレルギーにつきましては、6品目の食材について、そのアレルギーを除去するという仕方に対応を予定しております。除去する食品について、各家庭に情報提供をし、除去食を希望する子どもについては、除去した上で、ほかの子どもと同じような給食の形で提供をしたいと考えております。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 アレルギー対応でない給食と全く同じものではないというようなことだと思うんですけれども、ただ、やはりそういったものも含めて、今、言った食の大切さ、それから食事の楽しさも含めての給食ということをお願いしたいと思っています。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 エアコン設置について伺います。

今回のエアコンは、冷房だけに使うのか、暖房も使うのか。そこをまず伺います。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 今回のエアコン設置につきましては、暖房もあわせて行うような機器を設置する予定としております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 そうしますと、最近のエアコンはかなり効率がいいですし、灯油と比較をし

て、損得勘定ではっきり言って、どの程度の差があるか、小中学校で切りかえた場合、試算はしておられますか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 今回エアコンを設置することについて、電気を使用したエアコンを想定しておりますけれども、電気の使用料については、なかなかエアコンの部分だけの電気料ということが区分しづらいというところはございますが、これまで設置をしてきております南小学校、宮川小学校、あと上山小学校がございまして、上山小学校については、全く新築ということで、比較しにくい部分もありますが、南小学校及び宮川小学校については、電気料を比較して、相当量伸びたというような実態もありませんので、想定としては、これまでの電気料の2割程度の増額になると見込んでおります。

また反面、灯油については減額になると見込んでいます。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 恐らく灯油より電気のほうが安いだろうと私は推測をいたしますが、問題が1つあって、冬期間エアコンで暖房をしますと、からからになって、インフルエンザの蔓延というようなことにもつながるんですが、そういう対策はどう考えていますか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 エアコンを設置する、しないにかかわらずなんですけれども、各小中学校全ての教室に加湿器を設置しておりますので、加湿器等で環境については調整を図っていきたいと考えております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 伺いますが、灯油の購入量が減って、市内の業者が嘆いているというような

ことについて、何か市役所に苦情のようなものがないですか。御理解をいただいておりますか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 今現在そのようなお話はいただいております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。川崎委員。

○川崎朋巳委員 小中学校のエアコン整備についてです。

9月議会での同僚議員の提案によって、前倒しをしていただくということで、非常にいいことなのかなと思います。

今回のエアコン整備について、財源を見たときに、どちらとも、小学校、中学校とも市債を起こしての対応ということになっています。

国で臨時特例交付金ですか、その対応ということも考えられたのかなと思うんですが、今回、起債での対応となったことについての理由をお示しいただければと思います。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 財源ですので、私からお答えさせていただきます。

財源につきましては、2つの選択肢がございました。今、委員、御発言のとおり、国の補助金を使う場合、それから起債だけでいく場合ということで、ただいずれにしても、補助金を使ったとしても、起債は起こさなければいけないという状況があります。

それで、両者を比較衡量いたしまして、各学校4校について比較した結果、例えば西郷第一小学校の場合ですと、補助金を使わないで、起債だけでいった場合のほうが約500万円有利だというような計算がありまして、ほかの3校についても同様に起債のほうが有利だということで、今回の判断に至ったところでござ

います。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 同規模の周辺自治体ではどのような状況なのかについても、改めてお示しください。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 先月、13市の財政担当課長会議がありまして、その中で意見交換をしたんですけれども、起債だけでいく上山みたいなやり方は少数派でございました。補助金を使うというようなことで。

ただ、大変話題になりまして、要は何で上山が補助金を使わないかということ、かいつまんで申し上げますと、例えば西郷第一小学校は事業費約4,500万円を見込んでいるんです。ところが、補助対象になるのが3分の1の1,500万円なんです。さらに、補助金として来るのが3分の1ということで、西郷第一小学校の場合、約500万円しか補助金が来ないというようなことで、要は国が想定している規模よりも事業費が膨らみますと、補助金を使わないほうが有利なんだというようなことで、これは各13市の中でばらつきが出ていると。そういう理解でございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。谷江委員。

○谷江正照委員 先ほどのエアコンの件でございますが、特例交付金ではなく、起債を使って行くと。この起債をして行うことで、金額的にはメリットがあると。

それと、もう一つ、私は聞きましたところ、通常、普通教室だけにしかつけられない部分を、他の教室に、例えば特別教室、音楽室ですとか、パソコン室ですとか、そういった起債をすることによって、別な教室にもつけられるというよ

うなこともお聞きしたんですが、本市では、例えばこの学校では音楽室につけるとか、この学校では理科室とか、会議室とか、そういったものがございましたら、お示しいただきますようお願いいたします。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 今回のエアコン設置につきましては、まずは利用頻度の高い普通教室と、あと特別教室でも利用頻度の高い2特別教室ぐらいを想定して、設置を行う予定としております。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 もしお示しできれば、この学校には普通教室と、あとこの教室につくとかというところもお示しいただければと思います。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 西郷第一小学校につきましては、普通教室4室と、あと普通教室の間に挟まれている、今、学習室のような形で使用している教室が2室ございますので、それと合わせて6室になります。

中川小学校につきましては、普通教室6室、あと特別支援教室が2室、あと特別教室として音楽室と理科室になります。

北中学校につきましては、普通教室が9室と、特別支援教室が2室、あと特別教室として音楽室とパソコン室です。

宮川中学校につきましては、普通教室が3室と特別支援教室が1室、あと理科室とパソコン室になります。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 詳細な説明、ありがとうございます。

お聞きしたところの真意は、やはり中学校などでは部活動のところで、吹奏楽部とか、そう

いったところが暑い中、部活をすると。そういったときに、そういったところの対応もぜひ考えてほしいという市民の方の意見もありまして、今回、議場において課長から詳細な、音楽室にもつくというような説明があったことによって、それが市民の話題にも、この場を通じて伝わることによって、安心にもつながるかということでお聞きしたところです。

6月の設置に向けて、邁進いただけますようお願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で議第60号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第60号平成30年度上山市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第61号 平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○中川とみ子委員長 次に、議第61号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。
健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第61号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお開き願います。

平成30年度上山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,700万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

なお、今回の補正につきましては、人件費の

補正を計上していることから、給与費明細書について御説明申し上げますので、63ページ、64ページをお開き願います。

（1）総括の、補正前との比較ですが、給与費では283万9,000円の増、共済費では75万8,000円の増、合計で359万7,000円の増となり、退職手当組合負担金40万3,000円の増と合わせますと400万円の増額となるもので、いずれも人事異動に伴う増額であります。

（2）給料及び職員手当の増減額の明細、（3）給料及び職員手当の状況につきましては御参照いただきたいと存じます。

以上が給与費明細書であります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、36ページ、37ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費に400万円を追加し、補正後の額を6,466万1,000円とするものであります。職員人件費について、職員の人事異動に伴い給料等をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

34ページ、35ページをお開き願います。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金に400万円を追加し、補正後の額を2億9,426万4,000円とするものであります。職員給与費等繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第61号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第62号 平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）**

○中川とみ子委員長 次に、議第62号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第62号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げますので、補正予算書の38ページをお開き願います。

平成30年度上山市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,600万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

なお、今回の補正につきましては、人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書について御説明申し上げます。

65ページ、66ページをお開き願います。

（1）総括の、補正前との比較ですが、給与費では870万3,000円の増、共済費では149万2,000円の増、合計では1,019万5,000円の増となり、退職手当組合負担金80万5,000円の増と合わせますと1,100万円の増となるものであります。いずれも人事異動による人員の増加などによるものであります。

（2）給料及び職員手当の増減額の明細と

（3）給料及び職員手当の状況については御参照いただきたいと存じます。

以上が給与費明細書であります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に、歳出について御説明申し上げますので、47ページ、48ページにお戻り願います。

1款公共下水道費1項1目公共下水道管理費に800万円を増額し、補正後の額を5,604万4,000円とするものであります。人事異動による人件費の増額措置であります。

2目公共下水道事業費に300万円を増額し、



補正後の額を7億8,841万4,000円とするものでありますが、人事異動による人件費の増額措置であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、45ページ、46ページにお戻り願います。

4款繰入金1項1目繰入金に1,100万円を増額し、補正後の額を2億3,456万9,000円とするものでありますが、これは職員人件費を一般会計繰入金で措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。採決いたします。

議第62号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第63号 平成30年度上山市介護保険特別会計補正

予算(第2号)

○中川とみ子委員長 次に、議第63号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第63号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算書の49ページをお開き願います。

平成30年度上山市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,900万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

なお、今回の補正につきましては、人件費の補正を計上していることから、給与費明細書について御説明申し上げますので、67ページ、68ページをお開き願います。

(1) 総括の、補正前との比較ですが、給与費では298万4,000円の増、共済費では62万4,000円の増、合計で360万8,000円の増となり、退職手当組合負担金39万2,000円の増と合わせますと400万円の増額となるもので、いずれも人事異動に伴う増額であります。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細、

(3) 給料及び職員手当の状況につきましては御参照いただきたいと存じます。

以上が給与費明細書であります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、58ページ、59ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費に400万円を追加し、補正後の額を5,497万8,000円とするものであります。職員人件費について、職員の人事異動に伴い給料等をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

56ページ、57ページをお開き願います。

7款繰入金1項5目その他の一般会計繰入金に400万円を追加し、補正後の額を8,523万5,000円とするものであります。事務費繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第63号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会

○中川とみ子委員長 以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは正副委員長に一任することに決しました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時12分 閉 会

